

【研究ノート】昭和初期仙台市の魚市場再編問題—  
—「宮城県食品市場規則」の公布(昭和3年)をめぐっ  
て—

|       |                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2021-05-26<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En): Tohoku Gakuin University<br>作成者: 仁昌寺, 正一<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24572">https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24572</a>               |

## 【研究ノート】

# 昭和初期仙台市の魚市場再編問題

—「宮城県食品市場規則」の公布（昭和3年）をめぐる—

仁昌寺 正 一

### 〈目 次〉

はじめに ——課題——

I. 「宮城県食品市場規則」における「一地区一種類一市場」方針のねらい

1. 「宮城県食品市場規則」と中央卸売市場法

2. 開設主体の位置付けをめぐる問題

II. 「宮城県食品市場規則」公布下の仙台市の魚市場再編問題の経緯

1. 銜仙台魚市場の個人問屋吸収案と宮城県の対応

2. 離航する肴町魚市場の再編

おわりに

### はじめに ——課題——

先に筆者は、『市場史研究』第22号（市場史研究会編，2002年11月）に「『宮城県食品市場規則』公布下の仙台市の青物市場」と題する小論を執筆した。それは，昭和3年（1928）6月公布の宮城県令第32号食品市場規則（「宮城県食品市場規則」と略称する）の下で発生した仙台市のいわゆる青物市場の再編問題を，その中の青果物卸売商業資本の存廃問題に焦点を絞って考察したものであった。本稿はこれと対をなすものであり，同様の関心の下に仙台市のいわゆる魚市場の再編問題について考察しようとする

東北学院大学論集 経済学第153号 2003年9月

るものである<sup>1)</sup>

「宮城県食品市場規則」は<sup>2)</sup>、大正12年(1923)の中央卸売市場法の成立以降、全国的に高まった生鮮食料品卸売市場制度の抜本的な近代的再編機運の中で、宮城県内の生鮮食料品卸売業界に対して、委託・糶取引の採用、「一地区一種類一市場」の実現、組織形態の変更、卸売業者の手数料率の設定などの一連の近代化措置を講じることを求めたものであった。この中でとくに大きな問題となったのは、同規則第5条で打ち出された「一地区一種類一市場」の実現——市町村内では青果物や水産物など同一種類の生鮮食料品を開設・運営する営業者は一つしか許可しないというもの——に関する問題であった。県内市町村において未だ同一種類について複数の生鮮食料品卸売商業資本が営業しているケースが少なくない状況下、この方針が実行に移されれば、ただちにそれらの資本の存否につながったからである。実際、同規則公布後、宮城県の精力的な行政指導にも関わらず、県内各地における「一地区一種類一市場」は容易に進展せず、それゆえ、宮城県は、当初設定した生鮮食料品卸売商業資本に対する開設許可願の提出期限を延期せざるをえなかった。

このような展開は、ここでとりあげる仙台市の魚市場の場合にもほぼ同様であった。仙台市では、藩政期に形成された問屋集合市場形態の伝統を受け継いだかたちで肴町において五つの水産物卸売商業資本が営業を行っていたが(表-1, 図-1参照)、これらのうち、株式会社仙台魚市場

1) 本稿は、10人のメンバーで取り組んでいる「わが国における卸売市場の形成と展開に関する研究」〔科学研究費補助金研究、基盤研究(B)(1)一般、課題番号14330024、研究期間平成14年度～16年度〕の成果の一部である。この共同研究における筆者の分担研究テーマは、近代における仙台市の生鮮食料品卸売市場の形成・整備過程を明らかにすることであり、現在、それに関する事実経過を明確にする作業を重点的に行っているところである。本稿もその作業の一つであり、いずれ、論点をクリアにした上で、今後発表する予定の論稿と併せて再構成したいと考えている。本稿を研究ノートとする所以である。

2) この規則は31条からなっている。その全文は、昭和3年6月22日発行の『宮城県公報』第203号に掲載されている。

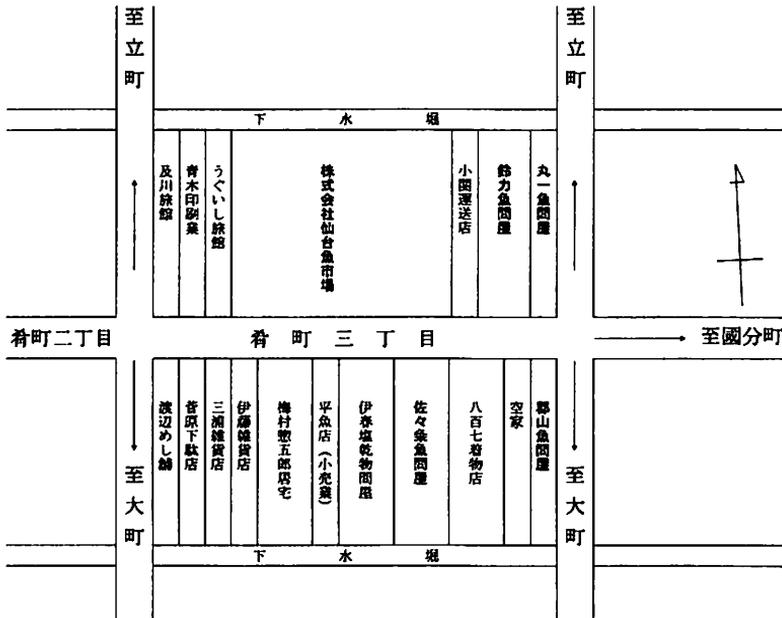
昭和初期仙台市の魚市場再編問題

表-1 昭和3年当時の仙台市の生鮮食料品卸売商人資本

|        | 商号                           | 営業者名                 | 営業場町           | 主ナル取扱品名    | 前年度ニ於ケル取扱高 | 備 考                                                                                     |
|--------|------------------------------|----------------------|----------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 魚市場関係  | 仙台魚市場                        | 株式会社仙台魚市場            | 肴町二三           | 鮮魚・塩干魚     | 七十五万円      | 株式会社組織、大正八年十月一日許可<br>木造瓦葺平屋建コンクリート敷<br>個人経営、許可年月日不詳                                     |
|        | 佐々象魚問屋                       | 佐々木象吉                | ＊一七            | 鮮魚         | 二十万円       | 木造瓦葺平屋床コンクリート<br>株式会社組織、昭和二年三月七日許可                                                      |
|        | 九一魚問屋                        | 株式会社九一魚問屋            | ＊一三〇           | 鮮魚         | 十万円        | 同上                                                                                      |
|        | 鈴力魚問屋                        | 鈴木力蔵                 | ＊一二九           | 塩干魚        | 二十五万円      | 個人経営、許可年月日不詳                                                                            |
|        | 郡山魚問屋                        | 郡山繁治                 | ＊一四            | 塩干魚        | 十万円        | 同上                                                                                      |
| 青物市場関係 | 河原町新河原町<br>共同八百陸市場<br>名取青果市場 | 生産者共同営業<br>二町八ヶ村共同営業 | 河原町七八<br>長町一四九 | 青果物<br>青果物 | 不詳<br>二十万円 | 共有財産組織、明治20年許可<br>木造平屋建二棟道路両端に建設<br>長町外一町八ヶ村共同経営組織、<br>明治二十五年六月十三日許可<br>床コンクリート敷両側バラック建 |

出所：仙台市『昭和三年以降 市場関係ニ関スル書類 第七号 商工課』所収資料より作成

図-1 昭和3年当時の肴町における生鮮食料品卸売商人資本の配置



出所：同上

〔以下、(株)仙台魚市場と略す〕から他の四つ卸売商業資本を統合しようとする開設許可願が提出される一方で、四つの卸売商業資本からは、それを拒否し現状維持を求める開設許可願が提出されるという事態となった。つまり開設許可の競願という事態になったのである。そして、このような事態に対して宮城県が如何なる対応をしたかといえ、これら五つの水産物卸売商業資本に次々に開設許可を与えていくというもの、すなわち営業継続を認めるというものであった。要するに、「一地区一種類一市場」方針を事実上棚上げしたのである。

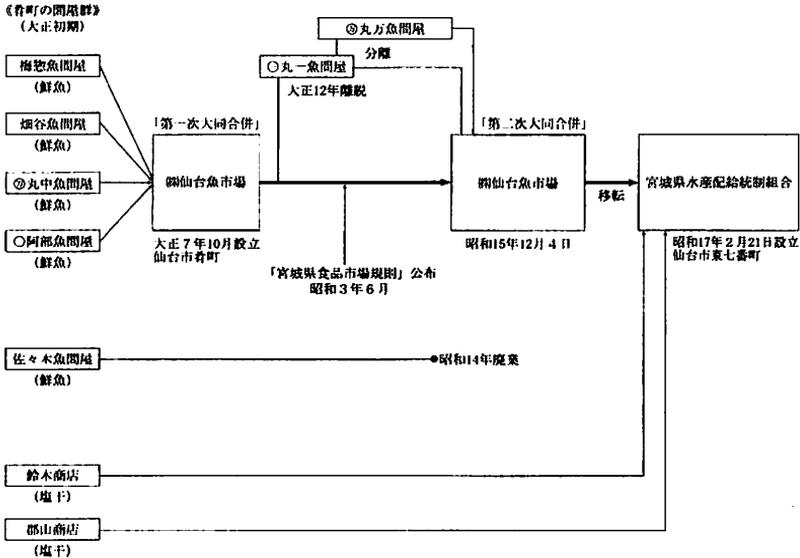
このような展開となった理由・事情は何であろうか。この点を明確にすることに、筆者の主な関心が向けられている。そのための作業として、以下では、Ⅰにおいて、そもそも「宮城県食品市場規則」の「一地区一種類一市場」方針がねらいとしたものは何であったのかという点を検討する。Ⅱでは、同規則が公布された昭和3年6月から宮城県と水産物卸売商業資本とのいわば一つの市場実現に向けての協議がほぼ終了した昭和5年3月までの期間をとりあげ、この間の事実経過を検証しつつ、同規則への仙台市の水産物卸売商業資本の対応はどのようなものであったのか、また宮城県の行政指導はどのようになされたのかといった点を考察する。

尚、管見では、「宮城県食品市場規則」公布前後の仙台市の魚市場再編の動向に関しては、これまで立ち入った検討がなされたことはほとんどなかった。その理由は、やはり開設・運営を一業者とする方針が実現しなかったからではないかと考えられる。因みに、仙台市の肴町魚市場の近代の歩みに言及している文献において取り上げられるのは、水産物卸売商業資本の合同がなされた大正7年(1918)の「第一次大同合併」と昭和15年(1940)の「第二次大同合併」である(参考までに、肴町魚市場の水産物卸売商業資本の再編史に関する図-2を掲げておくことにする)<sup>3)</sup>。しか

3) 例えば、肴町魚市場の魚問屋の再編史に言及している唯一の文献ともいえる中島新吉「商組のルーツを探る」(仙台水産物商業協同組合『創立20周年記念誌』、1978年10月)においても、「宮城県食品市場規則」公布下の再編動向には全くふれられていない。

## 昭和初期仙台市の魚市場再編問題

図-2 肴町における大正期以降の水産物卸売商業資本の再編動向



出所：仙台水産株式会社『仙台水産の歩み』（1980年10月）の99ページを参考にして作成

し、ここで取り上げる昭和初期の出来事は、仙台市の魚市場の近代史上では看過できない一齣といえるものであり、上の「第一次大同合併」と「第二次大同合併」の関連を明らかにする上でも重要な意味を有しているように思われる。

### I. 「宮城県食品市場規則」における「一地区一種類一市場」方針のねらい

#### 1. 「宮城県食品市場規則」と中央卸売市場法

「宮城県食品市場規則」の公布は、中央卸売市場法の成立に触発され、宮城県内の生鮮食料品卸売業界に一大構造転換を求めたものであった。このことについては異論のないところであろう。因みに、同規則の公布は、

同規則第30条で「明治二十年十一月県令第八十一号市場設立願ニ関スル件ハ之ヲ廃止ス」<sup>4)</sup>とされているように、宮城県で公布された市場規則としては実に41年ぶりのものであり、その意味でも画期的なものであった。

同規則の内容も、中央卸売市場法の影響を大きく受けているといえる。そのことを、まず確認してみよう。

例えば、第1に、生鮮食料品卸売人に対して委託・現品・糶による取引方法を採用させ、もって同卸売人を差益商人から手数料商人へ転化させようとしている点である。これは、同規則の第9条第3項の「市場ニ於テ為ス売買ハ現品ニ付之ヲ為シ、且ツ卸売市場ニ於テハ糶売ノ方法ニ依ルヘシ」という箇所、また同条第4項では「開設者ノ受クヘキ手数料ハ売上高ノ1割以内、歩戻高ハ買受高ノ三步以内トス」という箇所にみられるが、中央卸売市場法の第14条の「中央卸売市場ニ於テ為ス売買ニ付テハ糶売ノ方法ニ依ルヘシ」という規定、及び同法施行細則第23条「卸売ノ業務ヲ為ス者ハ業務規定ヲ以テ定ムル手数料ヲ除クノ如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハス

4) この明治20年(1887年)11月の「市場設立願ニ関スル件」は、『明治二十年法令類纂 宮城県』(宮城県公文書館所蔵)に収録されている。その内容は、「凡ソ市場ヲ常設シ營業ヲ為サントスル者ハ、其願書ニ設置ノ方法及ヒ地所ノ図面ヲ添ヘ、区戸長ノ奥書ヲ受ケ、所轄警察署又ハ分署ヲ經テ県庁ニ願出ツ可シ」というごく簡単なものである。したがって、これだけからは、この規則を公布した宮城県の意図を知ることは困難である。しかしながら、これを補足するかたちで同年12月には「市場取扱心得(訓令第三十二号)」(農商務省『魚市場ニ関スル府県令』所収、明治44年8月、国立国会図書館所蔵)が出されており、それにおいては「市街ノ傍側ニ開市スル者」が「道路往来ニ妨ケナキ」ことが強調されており、交通対策上からの取締りに宮城県の主なねらいがあったことがわかる。

また、このほか、衛生対策上からの取締もねらいの一つとされていたのではないと思われる。というのは、明治10年代後半には、宮城県内各地で伝染病(とくにコレラ)の流行がみられ、生鮮食料品営業者に対しては厳しい監視の目が向けられていたからである。例えば、明治19年(1886)7月14日の『奥羽日日新聞』には、「青物検査」という見出しで「河原町なる青物市へ日々巡査を出張せしめて一々青物を検査し、万一不熟の果物等を購ぐものあれば悉皆売買を禁止せらるると云う」という記事が載っている。

いずれにせよ、本規則は、市場を取締の対象とした宮城県で最初の規則であり、昭和3年の「宮城県食品市場規則」公布までは唯一の市場取締規則であった。

其ノ業務ニ関シ報償ヲ受クルコトヲ得ス」という規定に準じたものといえる。

第2に、生鮮食料品卸売市場の地域独占性を明示している点である。これは同規則では「一地区一種類一市場」方針が既設市場の閉鎖に対する損失補償を伴って打ち出されている規定、すなわち同規則第6条の「市町村ニ於テ卸売市場ヲ開設スル必要アル場合ニ因ル既設市場ノ廃止ニ因ル損失ヲ当該市町村ニ於テ補償スルトキハ、第四条ノ期間〔第四条では「市場ノ開設許可期間八十箇年以内」としている……引用者〕ニ拘ラス知事ハ同一市町村内ノ既設卸売市場ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ。前項ノ補償額ハ相互ノ協議ニ拠ル協議整ハサルトキハ知事之ヲ定ム」という規定に端的に示されているが、中央卸売市場法第6条の「中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場ニ類似ノ業務ヲ為ス市場ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得」、及び第7条「開設者ハ前条ノ規定ニ拠リ閉鎖ヲ命セラレタル市場ノ開設者及卸売業務ヲ為ス者ニ対シ勅令ノ定ムル所ニ拠リ損失ヲ補償スヘシ。前項ノ規定ニ拠リ補償スヘキ金額ハ当事者ノ協議ニ拠リ之ヲ定ム。協議調ハサルトキハ地方長官ノ決定ヲ求ムヘシ」という規定に準じたものといつてよい。

第3に、卸売市場政策を、それまでの魚市場や青物市場を対象としたものからより広範囲な生鮮食料品卸売市場を対象とする“総合”的なものに転化させている点である。これは同規則第1条で「本令ニ於テ食品市場トハ食用ニ供スル生魚、貝類、塩干魚類、鳥及卵類、肉類、生野菜及生果実類ノ売買取引ヲ為ス市場ヲ謂フ」とされ、同規則の適用対象部類が広範囲に及んでいることから推測されるが、中央卸売市場法の第1条の「本法ニ於テ中央卸売市場トハ……魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果実ノ卸売ヲ為ス為……開設スル市場ヲ謂フ」という規定に対応しているといえる。

このように、「宮城県食品市場規則」は、中央卸売市場法の影響を多面的に受けており、したがって同法を基本的指針として策定されたことは疑いない。

## 2. 開設主体の位置付けをめぐる問題

しかしながら、そのことを確認しつつも、中央卸売市場法の影響をどのようなかたちで受けているのか、今一つ定かでないところもある。例えば、卸売市場の開設主体に関してである。中央卸売市場法では、第1条で中央卸売市場の開設主体を「地方公共団体」(市町村)としていること、すなわち公設としていることは周知の通りであるが、同規則では、必ずしもそのような方向を第一義的に追求しているようには思われない。同規則第5条では次のようになっている。

「第5条 卸売市場ノ開設ハ同一市町村内ニ於テ同一種類ニ付各一開設者ニ限り之ヲ許可ス。但シ、公共団体、漁業組合、水産会、又ハ産業組合ニ於テ開設セントスルトキハ此ノ限りニ存ラス」。

みられるように、公共団体は、漁業組合、水産会、産業組合と共に但し書きの位置にある。いうなれば、例外的に開設者になる可能性があるとされているわけである。

このような条文を策定した宮城県の意図は奈辺にあったのだろうか。同規則公布以前の状況に目を向けてみると、大正14年(1925)10月20日の『河北新報』に「仙台市に市場法施行につき県において調査」という見出しの興味深い記事が載っている。

「……食料品の需給を円滑にし価格を公正ならしむる商業機関としてこれが発達を助成し保護するの趣旨から県においては食料品市場規程を制定する計画があるが、市場は、小売者は暫く措き、卸売または卸売小売を兼ね営む企業者は、公共団体、漁業組合、産業組合、または株式組織により一地区一市場を原則として、その取引は総て市場法の定むる業務規程によらしむる方針の下に県の商工課においてはその調査の歩を進めつつあるということである」(傍線……引用者)。

みられるように、この時期の宮城県の食料品市場規程案では、卸売市場の開設者として、公共団体、漁業組合、産業組合、株式組織が並列されて

いる。公共団体が前面に出ていることからすれば、この時期の案の方が中央卸売市場法の方針に近いといえよう。したがって、昭和3年の「宮城県食品市場規則」では、この時期の案よりも公設卸売市場実現の道が遠ざかっていることになる。それゆえにまた、宮城県に関していえば、「法（中央卸売市場法……引用者）制定後の地方市場行政は、旧来の個人問屋経営市場に代わって、他の開設主体に優先した公共団体＝市町村による生鮮食料品卸売市場の開設・運営の方向において確立しつつあったことを見いだせる」<sup>5)</sup>とは、必ずしも言えないことになる。

ところで、実は、このような生鮮食料品市場規則の変化は、宮城県だけではなく、全国的にみられた傾向であった。大正期と昭和前期に全国で出された道府県規則をいち早く検討した藤田貞一郎氏は、大正期に主流となった市場開設に当たっての市町村・漁業組合・産業組合優先条項は、昭和前期には一步後退したことを指摘している。そして、その理由について次のようにいう、「大正期において長崎県の市場取締規則で典型的に考えられた市場圏規制と市町村・漁業組合・産業組合優先条項をあわせて明記した西日本型市場規則は、食料品流通機構における商業資本の力の強さの故に、現実には実行不可能なことがわかった。旧来の商業資本の力の強さは、中央卸売市場法を現実に適用して中央卸売市場を開場せんとした各大都市における単複問題に徴しても明らかであった。そこに、大正期の西日本型市場規則からは一步後退した形での市町村・漁業組合・産業組合優先条項の採用があったと考えられる」<sup>6)</sup>と。このように、藤田氏によっては、公設制導入の後退の理由として「旧来の商業資本の力の強さ」があげられている。

また、原田政美氏は、それまでほとんど知られていなかった「食糧品市場法案」——農商務省が大正12年3月の中央卸売市場法制定後に6大都市以外の全国の地方都市を対象に卸売市場の整備を構想した法案——に着目

5) 中村勝『近代市場制度成立史論』、多賀出版、1981年11月、251ページ。

6) 藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究』、清文堂、1972年11月、250-251ページ。

し、それが未成立となった背景には、全国各地での一地区一市場制、公設制の採用をめぐる複雑な事情があったことを指摘している<sup>7)</sup>。

そこで、これらの先駆的研究を手掛かりに、同法案の準備段階での宮城県卸売市場の動向を探ってみると、大正14年4月25日の『河北新報』に次のような記事が掲載されている。

「……昨年当時の農商務省から中央市場設置に関し態々仙台市に来て市に希望があれば当地に一大市場を設けても宜しいという意向を示した

---

7) 原田政美「大正期福井県市場政策に関する一考察」、『市場史研究』（市場史研究会編）第14号、1995年3月、83-81ページ。

尚、農商務省が「食糧品市場法案」の成立に着手していることは宮城県内にも伝わっていた。参考までに、そのことに関して、筆者が当時の宮城県の卸売市場の動向を探る作業の中で確認した『河北新報』の二つの記事を紹介しておくことにする。

一つは、『河北新報』大正14年3月24日の「中央卸売市場改善に手を染むる農商務当局」という見出しの記事である。

「……近く市場制度の第二次改正計画に着手した。即ち現在中央卸売市場法は六大都市以外に施行する機運は未だ熟していないが該法を全国に広める予備的施設のため、並に現行各地取締行政には触れず各府県の市場取締に関する省令を定め之によって地方卸売市場の改善等に関すること、右二案につきその優劣不便につき比較研究中である」。

もう一つは、『河北新報』大正14年8月27日の「市場統一法案 五十一議会提案は疑問」という見出しの記事である。

「……商工省〔大正14年4月の農商務省廃止に伴って設けられ、卸売市場行政を担当……引用者〕は大正12年旧農商務省時代中央市場法を施行して以来、各地の市場行政統一の方針を以て食糧品市場の調査に着手しこのほどこれが調査を終えたが、これによって食料品市場法を立案し五十一議会に提案する意気込みで、既にその立案を終えた模様である。而して食料品市場法案の目的とするところは中央市場法と同様、食料品価格の決定要素を完備せしめ、以て物価の調節保護を図らんとするにあるが、中央市場法のみでは完全にこの目的を遂行することが出来ないと同時に市場行政統一の目的よりも食料品市場法実施の必要あるは勿論である。これ等の関係上、商工省当局は大正12年以降各地の市場の要求を調査する一方、各府県の市場令なるものを調査したる結果、現在千六百余の市場の中、設備の不完備、取引の弊害、市場令の不統一等全く区々として掃一するところを知らないで政府がこれを統一して相当保護をなすと同時に助長せしめて我が国の取引の円滑を図り、生産者ならびに消費者の利便を図らんとしているが、現内閣の消極政策にたたえられて、商工省は全く意気消沈の体で五十一議会提案は疑問視されている」。

そうである。ところが如何なる理由であるか、鹿又市長は至って乗気にならず、却て迷惑そうな素振りを示したので折角やって来た農商務省の役人もそのまま空しく引返したという噂がある。而も市長が乗気にならなかったのは肴町の魚市場に気兼ねしたとか、魚市場の反対があった為だという説である」。

この記事からは、「上から」の一地区一市場制、公設制推進に対する水産物卸売商業資本の反発、すなわち藤田氏のいう「旧来の商業資本の力の強さ」があったことが窺われる。

いずれにせよ、このような事情が背景にあって、宮城県は、「公共団体」を開設主体として据える方針、すなわち公設卸売市場の実現を第一義的に追求する方針をついに打ち出せなかったと考えられる。

そして、かかる事情から、宮城県が重複した方針は、公設制導入の前段として、さしあたり個人問屋の如き前近代的な経営体質を保持しているものを一掃し、単一の株式会社に絞り込むといったものであった。先の大正14年段階の宮城県の食料品市場規程案と昭和3年に策定された「宮城県食品市場規則」を比較してみると、前者では、卸売市場の開設主体として、「公共団体、漁業組合、産業組合、または株式組織」があげられているが、後者においては、それらの中の「株式組織」の名称は、但し書きにもみられない。その理由は、後者においては、「株式組織」は卸売市場の開設主体として位置付けられたからにほかならない。つまり、「卸売市場ノ開設ハ同一市町村内ニ於テ同一種類ニ付各一開設者ニ限り之ヲ許可ス」とした場合の「一開設者」には「株式組織」が想定されていたのである。このことは、同規則第2条で、県内各地の生鮮食料品卸売商業資本に提出を課した開設許可願の中に「組織並資本金額」や「定款」といったことばが出てくることから裏付けられよう<sup>8)</sup>。

8) 第2条は次の通りである。

「第二条 市場ヲ開設セントスルモノハ、左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ。↗

それでは、宮城県は、公設制の導入についてはどのような見通しを持っていたのだろうか。この点については、端的に言えば、県内市町村の中で公設制導入の機が熟しているところがあれば即座にそれを導入する、しかし基本的には、将来、中央卸売市場建設が日程に上った時点でそれを導入する、といった方向を選択しようとしていたのではないかと推測しうる。実際、昭和6年1月28日に商工省から仙台市中央卸売市場の区域指定がなされたその半年後に「宮城県食品市場規則」の改正がなされ、以下の条文が追加されたのである<sup>9)</sup>。

「第5条二 市町村開設者タルトキハ知事ノ許可ヲ受ケテ市場ノ業務ヲ為ス者ヲ定ムベシ」

これは、宮城県が公設制導入を本格的に追求する姿勢に転じたことを象徴するものであったといえる。そして、これを別な観点からのことばで言い換えれば、宮城県が、国の力を借りて、県内の「旧来の商業資本の力の強さ」を押さえ込むことに乗り出したものであったといえよう。

- 
- 一 開設物ノ住所、氏名、生年月日、法人ニ在リテハ、名称、所在地及代表者ノ住所、氏名。  
二 市場ノ名称及所在地。  
三 開設ニ関スル事業計画。  
四 組織並資本金額。  
五 建物ヲ要スル理由。  
前項ノ申請書ニハ左ノ書類及図面ヲ添付スヘシ。  
一 定款又ハ規約及業務規程。  
二 市場ノ収支予算並損益計算書。  
三 市場付近ノ状況及見取図。  
四 市場及付属建物ノ建坪数、用地面積。  
五 建物及設備ニ付テハ、其ノ平面図、断面図及工事仕様書。  
六 場内用水ノ種別、給水方法及水質検査成績書  
七 敷地又ハ建物カ開設者ノ所有ニ属セサル場合ニ於テハ所有者ノ承諾書。  
八 取扱品目並取扱見込数量。  
九 起工及竣工予定年月日。」

9) この年に改正された食品市場規則（宮城県令第43号）は、昭和6年6月24日発行の『宮城県公報』第635号に掲載されている。

以上、ここでは、「宮城県食品市場規則」の「一地区一種類一市場」方針のねらいについて検討してみた。

## II. 「宮城県食品市場規則」公布下の仙台市の魚市場再編問題の経緯

次に本章では、冒頭で述べたように、昭和3年(1928)6月から昭和5年(1930)3月までの期間に限定し、この間の事実経過の検証作業を行いつつ、「宮城県食品市場規則」への仙台市の水産物卸売商業資本の対応はどのようなものであったのか、また宮城県の行政指導はどのようになされたかといった点を考察する。尚、事実経過の検証にあたっては、当時の仙台市の行政文書を多用する<sup>10)</sup>。

### 1. 銚仙台魚市場の個人問屋吸収案と宮城県の対応

#### (1) 銚仙台魚市場の市場開設許可願提出

さて、「宮城県食品市場規則」が「従前ノ規定ニヨリ許可ヲ受ケタル市場ニ在リテハ、本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ知事ノ許可ヲ受クヘシ」(第29条)として、同規則公布後1年後の昭和4年(1929)6月21日までに、県内の生鮮食料品卸売商業資本に開設許可願の提出を課したことに對して、これにいちはやく反応したのは仙台市肴町魚市場の五つの水産物卸売商業資本の中の銚仙台魚市場であった。昭和3年11月27日、同社社長山田久右衛門が宮城県知事牛塚虎太郎に「宮城県令第三十二号食品市場規則ニ依リ、別紙関係書類相添及願候也」とする市場開設許可願を提出したの

10) 利用する文書は、『昭和三年以降 市場ニ関スル書類 第七号 商工課』(仙台市民図書館所蔵)と『昭和五～九年 商工 市場 仙台市役所』(仙台市民図書館所蔵)という二つの文書綴りに収録されているものである。これらからの引用にあたっては、個々の文書名と発行年月日はそのまま表記するが、出典については、前者からのものについては、仙台市役所・文書綴〔I〕とし、後者からのものについては、仙台市役所・文書綴〔II〕と略記する。また、これらの文書の引用にあたっては、使用されている漢字を可能なかぎり常用漢字に直し、また引用者の判断で句読点を入れた。

である<sup>11)</sup>。

その「別紙関係書類」<sup>12)</sup>からは、いくつかの特徴がみてとれる。主なものを三つあげてみよう。

第1は、同社による肴町の4個人問屋——2鮮魚取扱問屋と2塩乾魚取扱問屋——の吸収による事業規模拡張案が提示されていることである。例えば、「事業計画の概要」の中の「一、魚市場経営の概要」をみると、「許可ヲ受ケントスル魚市場ハ、大正七年九月本県知事ヨリ許可ヲ得テ株式会社仙台魚市場ノ業務ヲ拡張引継キ経営セントスルモノニシテ、尚従来市内ニ『二個ノ鮮魚問屋ト二個ノ塩干魚問屋』ヲ合同統一シテ一個ノ魚市場トシ、夫ニ製水冷蔵庫保管事業ヲモ合併シ、県令第三十二号食品市場規則ノ実施ニ当リ、県ノ御方針ニ従ヘ、統制アル魚市場ノ経営ヲナサントス」とされている。まさしく、同社による4個人問屋の吸収計画にほかならない。そして、こうすることで資本金を2倍に増額しようとしていた。すなわち、同概要の中の「二、資本ニ関スル計画」では「従来本魚市場ハ、資本金五十万円、尅株額面金五十円尅万株ナルモノヲ、事業拡張ノ為メ、更ニ額面金五十円尅万株ヲ募集シ、合計公称資本金尅百万円ト為サントス」とされている。また、こうすることで、「定款」(第一章第三)で、水産物ノ委託販賣、水産物ノ製造加工、冷蔵保管、製水事業などを行うことを定め、従来に比して業務内容を大幅に拡張しようとしていた。

11) 「食品市場開設許可願」, 昭和3年(1928)11月27日, 仙台市役所・文書綴〔1〕。尚、この許可願の提出は、「宮城県食品市場規則」公布後に同社の判断で周知な準備の上で出されたものと思われる。昭和3年8月13日の『河北新報』には、同社社長山田久右衛門の談話が掲載されているが、その中で「……本県でも各地の当業者に対して、これが予備的通告を行っているようだが、当事者としては監督官庁の指示を待たずに自発的の行動によりて新法の精神に拠るところの準備を整え利用者の福祉増進に供する」ことが表明されているからである。

12) 「魚市場開設許可申請書(肴町)」とされており、「宮城県食品市場規則」第2条の指示に従ったかたちで、許可申請、添付書類ノ表示、事業計画ノ概要、会社定款、市場規則、収支予算、製水冷蔵庫ノ部、図面、建坪数及工事仕様書類、(一)場内用水ノ種別給水方法及水質検査成績書、(二)敷地及建物ノ所有関係、(三)取扱品目及見込数量、が配列されている。

因みに、同社は、大正初期からの全国的な魚市場改革の動きの中で、大正7年(1918)10月1日に、肴町の四つの鮮魚取扱い問屋が合併し、資本金50万円の株式会社として設立された。これが肴町魚問屋の「第一次大同合併」と呼ばれていることは、前述の通りである(図-2参照)。設立直後には、もう一つの鮮魚取扱い問屋である佐々木魚問屋を統合しようとしたが、失敗した<sup>13)</sup>。また、大正12年には、丸一魚問屋(阿部魚問屋)が同社から脱退し、単独営業を開始した<sup>14)</sup>。このような経緯もあって、同社は、何らかの機会に、これらの2会社を吸収して再スタートしようとしていたのではないかと思われる。それゆえ同社にとっては、「宮城県食品市場規則」の公布は、これらの2鮮魚問屋、さらには2塩乾魚問屋をも吸収し、事業規模を一挙に拡張しうる好機と位置付けられたのではないかと思われる。

第2に、この新会社への移行を機に、取引方法や手数料の画期的な改革案が提示されていることである。「宮城県食品市場規則」が打ち出したこれらに関する改革規定を積極的に採り入れたものであった。同概要の中の「四、経営方法」では、「当会社ハ、定款ノ示ス方法ノ如ク委託販売ヲ為スモノニシテ、販売方法ハ、鞆売亦ハ立合方法ヲ最モ公正ニ魚価ヲ定ムルモノニシテ、出荷主ニ対シテハ、即日支払ヒヲ為スヲ原則トシ、買受人ヨリ五日以内ニ魚代金ノ徴収ヲ為スモノトス」とされ、また「六、販売手数料及歩戻金」をみると、「販売手数料ハ業務規定ニ示ス如ク、販売高百分ノ十以内ノ販売ノ都度徴収シ、歩戻金ハ魚代金回収奨励金トシテ買受人ニ交付ス」<sup>15)</sup>とされている。

13) この時の経緯については、仁昌寺正一「株式会社仙台魚市場設立時の一つの紛争」(中村勝編『市と鞆』, 中央印刷出版部, 1999年8月)を参照されたい。

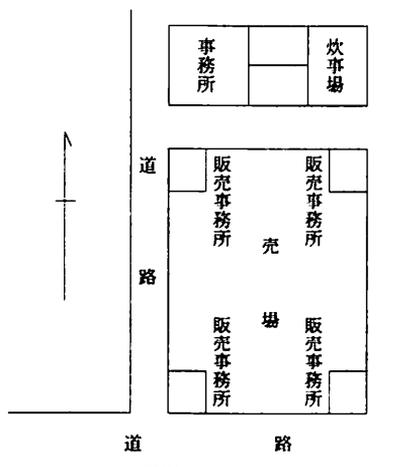
14) 丸一魚問屋(阿部魚問屋)は、大正12年に株式会社として再スタートしたが、資本規模も小さく、事実上個人経営の間屋とってよかった。

15) 当社の業務規程(「魚市場規程」となっている)の第8条では、次のように規程されている。

「第八条 売買手数料ハ左ニ掲クル分率ニ依リ売方ヨリ売上ノ都度之レヲ受ク  
一、鮮魚売上金ノ百分ノ十  
一、塩干物同百分ノ六」

因みに、同社にとっては、「宮城県食品市場規則」の公布を待たずしては、このような施策を打ち出すことはほとんど不可能であった。というのも、同社の状況をみると、「旧問屋業者ヲ……売場ヲ四部二分チ各一部ニ収容シ」<sup>16)</sup> しており（図-3 参照）、そこでは、「新しい売場の中で、今迄の各問屋が各自居場所を決めて、今迄通りの得意先を集め、今迄のメンバーで、思い思いの商売を続け、各個売場の経費を収益から差し引いたあと、会社の経理の方へ入金するというやり方でした。無論、そのようだから、セリ人と帳簿が組になって集金をやっていました。こうした繁りは、セリ人と荷主、或いはセリ人と買受人との個人プレーをつよめ、会社をそっちのけにした気取な行動を定着させて、荷主とのよくない結びつきをつくったり、または荷主をごまかしたりして会社信用を低下させ、加えて買

図-3 仙台台魚市場の店舗内部



出所) 商工省商務局『全国主要都市ニ於ケル食料品配給及市場状況——其の一 東北地方』, 大正14年4月, 15ページ。

注) 売場は旧4問屋が各自仕切る範囲に区分され、それぞれに販売事務所が置かれていた。

16) 商工省商務局『全国主要都市ニ於ケル食料品配給及市場状況——其の一 東北地方』, 大正14年4月, 16ページ。

受人に対するルーズな販売や回収は、不良債権の増大をもたらし、資金繰りの悪化を招きました<sup>17)</sup> という状況であったからである。要するに、同社は、近代的な取引方法を採用する合理的組織とは程遠い状態にあったのである。したがって、長年にわたる反発があったにもかかわらず、明治期以降の1割2分～1割4分という高率の手数料の引き下げを行えなかったのも当然であった<sup>18)</sup>。その意味でも、「宮城県食品市場規則」の公布は、同社にとっては近代的組織に脱皮しうる好機であったわけである<sup>19)</sup>。

第3に、仙台市の都市計画と関連させた肴町魚市場の移転構想が提起されていることである。このことに関しては、同概要の中の「開設ヲ要スル理由」では「都市計画指定ニハ御指令ヲ待ち迄モナク、率先移転シ、時代順応ノ設備ノ基ニ増々社会公益ノ為メ貢献シ、以テ東北ノ模範市場化シ度」とされている。そして、それを前提として、「定款」（第一章第四）では「本公司ハ本店ヲ仙台市肴町百二十三番地ニ設置ス」とされている。つま

17) 中嶋新吉「仙台魚市場物語」、株式会社仙台水産『仙台水産の歩み』、1980年10月、90ページ。

18) 筆者の手元にある資料をみると、明治35年1月6日の『河北新報』の記事では、仙台市の魚市場の「問屋の日銭は一割四分」とされ、大正3年に発行された『宮城県漁業基本調査報告書』（『宮城県史10 産業Ⅱ』所収、1958年9月、299ページ）では、仙台市の肴町問屋の「鮮魚」の「徴収料」（手数料）は、「一割二分」とされ、大正14年4月発行の商工省商務局『全国主要都市ニ於ケル食料品配給及市場状況——其の一 東北地方』（16ページ）では、銚子市魚市場の「鮮魚」の「手数料」は、「一割四分」とされている。こうしてみると、かなり長期にわたって、肴町での手数料は1割2分～1割4分の水準にあったようである。

19) 銚子市魚市場社長山田久右衛門は、昭和3年8月13日の『河北新報』において新会社設立への期待を次のように述べている。「……目下、会社では一割五分の手数料を徴し、その内五分は需要者すなわち小売業者に分戻しを行うているが、取引上の決済は依然として思わしくない。この間における処理については、一方ならぬ苦心を払い如何にもして斯業の穩健なる発達に因われる向や採算上の如き分戻しあるに拘わらず所期の成績を挙げ得ぬのは遺憾である。之等の点は市場法の制定、並に実施を機として改善さるるは時代の要求なるにおいても今日より関係者の自覚を促さねばならぬ。市内には会社の外に二問屋〔佐々木魚問屋と丸一魚問屋のこと……引用者〕の存在となつて居るが、新法の実施は当然合併なるべく。従つて斯業統一の契を挙げ、手数料の如きも更に軽減のことになると思われる」。

り、「本店」をこれまで通り肴町123番地に置き、4問屋を吸収して新設する会社は「支店」として他の場所に建設するというのである。

ここでは当時の仙台市の都市計画の動向に深入りする余裕はないが、大きな進展を見せていたことは確かである。例えば、大正12年(1923)5月に仙台市が都市計画法の適用を受け、大正14年3月には都市計画区域が決定し、それを受けて昭和3年4月1日には3地域(名取郡長町、宮城郡原町、宮城郡七郷村南小泉)の編入が実現したばかりであった。「宮城県食品市場規則」公布のわずか2カ月前のことである。加えて、昭和2年6月には都市計画街路整備事業が国の許可を得、さらに各種の都市基盤整備事業も本格的に着手されようとしていた。このような状況であったから、卸売市場を都市公益施設として位置付け、文字通り計画的に拡充・整備していくこうとする動きが台頭してくるのも当然であったといえる。

尚、この移転構想は、将来の中央卸売市場の建設をも視野に入れたものであった。そのことは、同概要の「七、経営の成績見込」の中の「平穩安全ナル経営ヲ為シ、来ルヘキ中央卸売市場ノ前提トナリ、且又都市公益機関ノ機能ヲ充分發揮シ」という記述からも窺える<sup>20)</sup>。

20)『河北新報』昭和3年11月7日によれば、その後、中央卸売市場建設も構想しつつ、魚市場移転場所探しが行われていたことがわかる。「肴町魚市場移転問題一致 県側と市場側昨日会見 市内某官庁が好適地」という見出しの以下の記事である。

「仙台市の都市計画実施に伴い肴町の魚市場移転が実現を見る筈で、都市計画幹部にも魚市場組合幹部にも種種画策するところあったが、魚市場の細谷氏は六日午後二時半県庁に三浦技師を訪ひ意見の交換をしたところ、県側の移転場所と魚市場側の移転場所とは全然一致を見、細谷氏は満足して退去した。両氏は移転場所について語る。

近代都市の市場敷地は鉄道引込線の簡単に出来る場所であれば□□の価値がないものだ。当市の新市場は、市の中央に位して鉄道引込線の近所で、目下某官庁の敷地となっているが、同官庁では目下でも狭隘を感じているのだ。同所に魚市場、及青果市場をも合併して食料品市場とすれば、交通は至便なる上、近所の繁栄は明瞭なので、仙台市の食料品価格は低下を見ることと予想されている云々。

現在建っている官庁でもその趣旨を了解して快よく敷地の交換をしてくれることと予想されて居り、その移転費なども容易に捻出し得ることと予想される。」

(2) 銚仙台魚市場の市場開設許可願提出に対する宮城県の対応

では、このような特徴を有する銚仙台魚市場の開設許可願への宮城県の対応はどのようなものであったろうか。

それが提出された約2週間後の昭和3年12月12日、宮城県内務部長は、仙台市長にあてて次の文書を送付した。

「商第二二三二号

昭和三年十二月十二日

宮城県内務部長

仙台市長殿

食品市場開設願二関スル件照会

貴部内株式会社仙台魚市場社長山田久右衛門標記出願書申達相成候処、既設市場タル鎌田三郎右エ門外五名ノ経営ニ係ル肴町魚市場ハ継続経営ノ意思ナキヤ、若シ継続ノ意思有之候ハ、市場規則第五条ノ趣旨ニ依リ是ノ際合一セシムルヲ妥当ト被認候条、当業者ノ意向、並是ニ関スル貴職ノ意見承知致度」<sup>21)</sup>

この中で「市場規則第五条ノ趣旨ニ依リ是ノ際合一セシムルヲ妥当」としているように、宮城県の基本的姿勢は、銚仙台魚市場の提出した個人間屋吸収案の実現を期待するものであった。そのような姿勢を示しつつ、仙台市に対して、肴町での銚仙台魚市場以外の卸売業者の意向調査と同市の意見を求めたのである。なお、この文中に「鎌田三郎右エ門外五名ノ経営ニ係ル肴町魚市場」とあるが、鎌田三郎右エ門の経営する鎌田魚問屋はこのときすでに廃業しており<sup>22)</sup>、したがって銚仙台魚市場以外の卸売業者

21) 「食品市場開設願二関スル件照会」、昭和3年12月12日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

22) 鎌田魚問屋は、伊達藩の時代から続いた老舗であったが、明治34年(1901)6月に卸売業務を中止し、その後は魚小売業者への売掛金回収業務を行っていた。その売掛金回収業務も、大正期にはすでに終了していた。そのことは、大正7年10月1日の「大同合併」の際、銚鎌田魚問屋の店舗場所に銚仙台魚市場が建設されたことでも裏付けられる。なお、このことに関しては、昭和4年2月28日に仙台市が宮城県に送付した文書の中で「御来示ノ鎌田三郎ノ

は、佐々木魚問屋、丸一魚問屋、鈴力魚問屋、郡山魚問屋の四つであった。

しかしながら、仙台市は4問屋の存否に直結する重大事であっただけに即答できなかったようで、この文書が送付された約一カ月後の昭和4年1月9日、宮城県から「目下調査中トハ被存候モ、右ハ急ヲ要スル義ニ付至急御回答相成度」<sup>23)</sup>と返事を催促されている。そして、1月23日になってようやく宮城県に返事を送ったが、その内容は「株式会社仙台魚市場社長山田久右衛門願出ノ標記願書ハ更ニ調査ノ必要有之候ニ付、一応返戻相成度、此段及照会候也」<sup>24)</sup>というものであった。つまり、仙台市が受理して宮城県に届けた~~鯛~~仙台魚市場の出願書類には、受理段階で「調査ノ必要」が出てきたので、仙台市に「返戻」してほしいというものであった。それから3日後の1月26日、宮城県は仙台市に「株式会社仙台魚市場社長山田久右衛門願出ノ標記願書御申越ニ依リ別紙一応返戻候」<sup>25)</sup>という文書を送付した。仙台市の申し出に応じたわけである。

仙台市が行おうとした「調査」というのは、肴町の~~鯛~~仙台魚市場以外の4問屋に対して、~~鯛~~仙台魚市場の市場開設許可願を見せ、またそれに対する宮城県の判断を伝え、それらの意向を確かめることであった。かくして、その「調査」は、仙台市産業課において、2月18日には鮮魚取扱い2問屋、2月19日には塩乾魚取扱い2問屋を出頭させて行われた<sup>26)</sup>。その際、大

〳右エ門外五名ノ魚市場ハ恐ラク現存ノ仙台魚市場ノ前身ヲ指称セラレタルモノト被認、現在ハ該地域ニ於テ鮮魚問屋ヲ営ミツツアルモノハ、右株式会社仙台魚市場ノ外、株式会社丸一魚問屋、及佐々木桑吉商店ノニケ所有之候」(「食品市場開設許可願ニ関スル件」、昭和4年2月28日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕)とされており、これ以降、宮城県と仙台市が発行した文書には鎌田三郎右エ門の名前は出てこない。

23) 「食品市場開設許可願ニ関スル件照会」、昭和4年1月9日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

24) 「食品市場開設許可願ニ関スル件」、昭和4年1月23日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

25) 「食品市場開設許可願ニ関スル件」、昭和4年1月26日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

26) 2月16日には、この両日に4問屋に産業課に出頭する文書(「魚市場合同問題ニ関スル件」、昭和4年2月16日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕)が作成されており、これがただちに4問屋に届けられたものと思われる。

正7年の「第一次大同合併」の際に採用された次のような合併条件も示されたようである。

「仙台魚市場会社設立当時ニ於ケル合併条件

一、 暖簾料（権利金）ヲ認メズ

二、 得掛金ハ審査委員ヲ設ケ精査ノ上左記分類ニ依リ引受ク

甲 全額

乙 二分ノ一

丙 三分ノ一

丁 認メサルモノ

三、 買収金ハ株式ニテ交付ス」<sup>27)</sup>

一步踏み込んだかたちで、鱒仙台魚市場の吸収合併に対する意向を確かめたかったものと思われる。

その「調査」の結果は、2月28日に仙台市から宮城県に伝えられた。

「両者（丸一間屋と佐々木魚問屋……引用者）ニ対シテハ食品市場規則第五條ノ趣旨ニ依リ夫々合同ヲ懇懇致候処、必ズシモ三者〔鱒仙台魚市場、丸一間屋、佐々木魚問屋……引用者〕ノ合併ニ反対スルモノニアラサルモ、合併ノ方法、条件、並ニ合一後ノ経営方針等ニ関シ来三月末日マテ之ヲ留保セラレ度旨申出候条、御了知相成度先ニ返戻相受居候条、開設願書相添批段及御回答候也、追テ鮮魚ノ外塩干魚問屋業者トシテ鈴木力蔵、郡山繁治ノ両店有之是等ハ鮮魚市場ノ合同実現ノ曉全市場ヲ揚テ塩干魚ヲモ取扱フ考慮致度旨申出候条、御含ミ置相成度為念申添候」<sup>28)</sup> というものであった。4個人問屋が鱒仙台魚市場の吸収案に慎重な姿勢を見せていることが窺われる。ともあれ、これで仙台市の「調査」がひとまず終了し、さき

27) この文書は、4問屋に2月18日と19日に仙台市役所産業課に出頭を要請した2月16日作成の文書（「魚市場合同問題ニ関する件」、昭和4年2月16日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕）に添付されていることから、両日の協議の際に利用されたことは間違いなからう。

28) 「食品市場開設許可願ニ関スル件」、昭和4年2月28日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

に仙台市に「返戻」された銚子魚市場の市場開設許可願は、同市から宮城県に再提出されたのである。

4月以降になると、宮城県は、仙台市に対して、たびたび上述の合併問題の進行状況について問い合わせている。4月19日には次の文書を送付した。

「商第二二三二号

昭和四年四月十九日

宮城県内務部長（印）

仙台市長殿

食品市場開設許可願二関スル件照会

標記ノ件ニ関シ三月四日産第九四号御回答相成候処、合併ニ関スル其ノ後ノ状況承知致度

追而塩干問屋タル鈴木力蔵、及郡山繁治ノ兩者ニ対スル出願意思ノ有無共御回報相成度申添候」<sup>29)</sup>

この照会に対しては仙台市からは回答がなかった。そこで、5月8日には次のような文書を送付している。

「商第二二三二号

昭和四年五月八日

宮城県内務部長（印）

仙台市長殿

食品市場開設許可願二関スル件照会

貴部内山田久右衛門ヨリ出願相成候標記ノ件ニ関シ客月二十日第二二三二号及照会置候処今以テ御回答無、処理差支候条、至急御回答相成度」<sup>30)</sup>

29) 「食品市場開設許可願二関スル件照会」、昭和4年4月19日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

なお、これによれば、3月4日にも仙台市から文書が送付されていることになっているが、仙台市役所・文書綴〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕には収録されていない。

30) 「食品市場開設許可願二関スル件照会」、昭和4年5月8日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

## 昭和初期仙台市の魚市場再編問題

宮城県からのたびたびの照会に対して、仙台市は、5月15日に4問屋を再び出頭させ、それらの意向を聞いている。そして翌16日、その結果を宮城県に報告しているが、その内容は「本月十五日佐々木桑吉外三名貴庁ニ出頭陳述ノ通、現在ノ問屋業者ヲ一団トシテ合同スルハ必スシモ反対スルモノニハ無之候得共、合併ノ方法、条件等ニ関シテハ考究ヲ要スルモノト候条、事情御了承ノ上両者間ニ適切ナル協定ヲ達ケシムル様至急何分ノ御取運相成度、御回答旁ニ此段申進候也」<sup>31)</sup> というものであった。

この内容は2月18日と19日の両日に行われた「調査」時点のものほとんど同じであり、それゆえこの協議は2月時点の結果を再確認するだけの意味しかなかった。因みに、宮城県からのたびたびの照会にもかかわらず、仙台市がそれに回答しなかったのは、同市がこのような4問屋の意向を十分に察知していたからではないかと推察される。かくて、仙台市としては、もはや打つ手がないといった様子で、宮城県に対して「両者間ニ適切ナル協定ヲ達ケシムル様至急何分ノ御取計相成度」とし、自ら事態打開に乗り出すことを要請している。

ところで、市場開設許可願の提出期限（昭和4年6月21日）が目前に迫ってくると、宮城県は、県内市町村に対して、卸売営業者から開設許可願を提出させるよう頻繁に要請している。例えば、同年6月8日発行の『宮城県公報』では、「今尚其ノ手続ヲ為サス其儘営業セル者有之、取締上、甚タ差支候条、貴部内ニ於ケル該当者ニシテ未タ出願セサル向ニ対シテハ此ノ際蔽重示達上至急出願候様御取計相成度」<sup>32)</sup> とし、さらに6月10日には、「五月二十九日商第二二六四号照会標記ノ件余日数日ニ迫り取扱上支障不少候、速急ニ出セシムル様計イ候」<sup>33)</sup> という文書を県内市町村長宛に送付している。

31) 「魚市場開設許可願ニ関スル件回答」, 昭和4年5月16日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

32) 『宮城県公報』第343号, 昭和4年6月28日発行。

33) 「食品市場出願ニ関スル件」, 昭和4年6月10日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅰ〕。

そして、これらの文書に対応して、仙台市は、5月30日には「其筋ヨリ通達ノ次第モ有之候条、至急出願ノ手續相成様致度、此段申進候也」<sup>34)</sup>という文書を4個人問屋に送っている。また6月13日にも「余日数日ニ迫り候ニ付、取急出願相成様重進候成」<sup>35)</sup>という文書を送付している。

しかしながら、仙台市の魚市場の場合には、銚仙台魚市場の個人問屋吸収案をめぐる問題が容易に決着しうるような状況になかったことは前述の通りである。県内各地でも、これと同じような状況にあったようで、6月21日の提出期限までに、県内すべての市場開設許可願が宮城県に提出されることは不可能になっていた。かくして、提出期限日の2日前の6月19日、宮城県は、「宮城県食品市場規則」の改正を行い、「本令施行の際、現に第一条に掲ぐる市場の業務を営む者は、市場、問屋、その他如何なる名称を以てするを問はず、昭和四年八月三十一日までに本令により知事の許可を受くるにあらざれば該期日以後その業務を営むことを得ず。但し、許可出願後該期日まで許否なき時は其指令あるまでは従前の通り継続することを得」<sup>36)</sup>という条項（第29条）を追加した。

ともあれ、ここまでが、「宮城県食品市場規則」を公布して宮城県が取り組んだ県内生鮮食料品卸売市場再編のいわば第一ラウンドであったといえる。

## 2. 難航する仙台市肴町の魚市場の再編

### (1) 現状維持案の登場

昭和4年（1929）6月、佐々木魚問屋の佐々木久米吉から次のような「魚市場許可願」が宮城県に提出された。

34) 「食品市場出願二関スル件」, 昭和4年5月30日, 仙台市役所・文書綴〔I〕。

35) 「食品市場出願二関スル件」, 昭和4年6月13日, 仙台市役所・文書綴〔I〕。

36) 昭和4年6月19日発行の『宮城県公報』号外。参考までであるが、昭和4年7月8日の『河北新報』は、この改正を行った原因について「当業者側の準備が整頓しないのと当局の指導方針が未だ全きを得ないとの実情から八月三十一日まで猶予することに県令を改定を行った」と報じている。

「 魚市場許可願

仙台市肴町二十三番地

魚問屋業 佐々木 久米吉

明治七年七月九日生

右者先代佐々木久米吉ハ明治二十年十一月宮城県令ヲ以テ市場取締規則ヲ制定セラレタルニ付、翌二十一年法規ノ手續ヲ経、同年時ノ県令松平正直殿ヨリ許可ヲ得テ現在ノ市場ヲ使用致居リ、爾来魚問屋組合代表並ニ市場取締者トシテ先代ヨリ継承シ今日ニ至ルモノニ有之候処、今般市場規則改正セラレタルヲ以テ法規ニ依リ設備ヲ可致ノミナラズ益々業務ノ改善ニ努力可致候間、現在ノ場所ヲ以テ魚市場トシ右同人ニ御許可相成度、別紙図面相添連署ヲ以テ此段奉願候也

昭和四年六月 日

仙台市肴町百三拾番地株式会社

丸一魚問屋取締役

佐藤半次郎 (印)

仙台市肴町二十三番地

魚問屋業

佐々木久米吉 (印)

仙台市肴町拾四番地

塩乾物問屋

郡山繁治 (印)

海産物塩乾魚銜詰類 仙台市肴町

魚問屋 鈴木本店

店主 鈴木政藏 (印)

仙台市肴町拾八番地

塩乾物問屋

伊藤春治 (印)

宮城県知事 牛塚虎太郎殿 〕<sup>37)</sup>

この「魚市場許可願」は、当時の肴町の店舗配置を示した1枚の図面だけが添付され提出された。「宮城県食品市場規則」第2条で指示しているさまざまな資料類は添付されていない。その意味で、宮城県が提出を求めたものとは程遠いものであった。では、それは如何なる意図をもって提出されたのだろうか。

この点に関してまず検討してみたいのは、この文書がいつ仙台市に届けられたのかという点である。この文書の中には提出日が記されていないが(空白になっているが)、欄外に「六月二十七日達達」と手書きで記載されている。仙台市の市場担当官が書いたものであろうが、この日に仙台市から宮城県に提出されたものと思われる。では、宮城県へのいわば橋渡し役としての仙台市が、この文書を佐々木久米吉から受け取ったのはいつ頃だったのだろうか。当時の状況から判断すれば、それは恐らく「宮城県食品市場規則」が設定した開設許可提出期限すなわち6月21日の直前、より具体的には、6月16日、17日、18日のいずれかだったのではなかろうか。というのは、前述のように、仙台市が肴町の4間屋に対する開設許可願提出の最後通告ともいえる文書——「余日数日二迫り候二付、取急出願相成様重進候成」——を送付したのは6月13日であったから、その日以降に準備・作成されたことになる。また、昭和4年6月15日の『河北新報』の記事では「食品市場令がいよいよ六月二十三日より実施されるので、……魚市場にありては株式組織の仙台魚市場はさきに県令の示すところによって願書を差し出し、個人問屋二軒(佐々木魚問屋と丸一魚問屋のこと……引用者)にても同じく認可願を提出する模様である」とされており、この時点ではまだ提出されていないことがわかる。さらに、前述のように、6月19日には食品市場規則の改正が行われ提出期限延期が公表されているから、この日に提出する必要はなくなったわけである。したがって、これらのことから判断するかぎり、上述のように考えてもおかしくはないであろう。

37) 「魚市場許可願」, 昭和4年6月(発行日不明), 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

では、かくもあわただしく、肴町の5個人問屋がこの文書を宮城県に提出しようとしたのはなぜだろうか。それは、いうまでもなく、そうしなければ事業継続の意志がないものとみなされ、非公認市場となってしまう恐れがあったからである。そして、既に提出済みの銚仙台魚市場の開設許可願が採択され、同社が公認市場とされる可能性が大きかったからである。したがって、そのような事態を回避するためにも、とりあえず、継続営業許可願を提出する必要があったのである。

そして、このような動機で急遽作成されたのであるから、「同人」として名を連ねた5問屋には、共同で仙台市の水産物卸売市場の改革を行っていかうとするプランなどもなかった<sup>38)</sup>。要するに、「現在の場所」で、従来と同じ業者で、そして従来と同じ取引方法で継続的に営業したいという意図を宮城県に伝えること、ただそのことだけがこの文書提出のねらいであったといえる。尚、上の「同人」には、上述の4問屋に加えて、肴町18番地の土地を借りて営業していた塩乾物問屋（先の図-2では伊春塩乾物問屋となっている）の伊藤春治が名前を連ねているが、同地を借用するにあたっての経緯等から4問屋に同調したものと推測される<sup>39)</sup>

しかしながら、このような経緯で出された「魚市場許可願」といっても、宮城県は無視できなかった。それらの問屋が地域社会において依然として大きな影響力を有していたからである。言い換えれば「旧来の商業資本の力の強さ」を保持していたからである。果たして宮城県はそれを受理した。そして、これ以降、一つの市場実現に向けての行政指導を強めねばならなくなったのである。

38) 仙台市商工課長が商工省商務局木村久平に送付した昭和5年3月24日の文書によれば、銚仙台魚市場以外の魚問屋のその後状況に関して、「問屋一団トナリ、個々ニ許可出願中」（仙台市役所・文書綴〔I〕）という記述がみられるから、昭和4年6月下旬からは、それぞれ独自に開設許可願を提出していったものと思われる。

39) 中嶋新吉「仙台魚市場物語」（株式会社仙台水産『仙台水産の歩み』、1980年10月）によれば、「合併後（仙台魚市場設立後……引用者）空店となった丸一問屋のあとに、……大橋のそばで料亭経営傍ら、店を持たずに塩干物取扱をしていた伊藤春治さんなどが借受けて商売をやっていました」（90ページ）とされている。

## (2) 奏功しなかった宮城県と仙台市の水産物卸売業者との協議

それでは、その後の展開はどのようであったのか。昭和5年3月までの展開を一通りみてみると、大きな特徴は、宮城県が、昭和5年1月から仙台市の水産物卸売商業資本を県庁に集合・協議させ、一挙に事態を打開しようとしたことであった。実は、そうしなければならない特別の事情があった。新聞記事によれば、「本県にては食品市場法により従来の魚市場、並に組織の改造を命じ、昨年七月以来規定に準拠して許可を与えつつあったが、出願にかかるものは大部分許可済みとなり、仙台魚市場だけ取り残されてあった」(『河北新報』昭和5年1月28日)という事情である。すなわち、宮城県内では仙台市の魚市場だけが市場開設許可願が「競願」状態のままだったのである。

昭和5年1月までの仙台市の魚市場の動きをみておこう。まず、「宮城県食品市場規則」の改正によって新たに設定された市場開設許可願提出期限である8月31日までの動きを『河北新報』の記事の中からピックアップしてみると、昭和4年7月8日—「市内の市場即ち青物と生魚との二施設は先きの実施期を経過したる今日なお一市場の要求に適合するまでには立ち至らない。殊に魚市場の如きは一会社と数ケの個人問屋とを合併するの議さへ容易に進捗しない模様だ」、同7月24日—「市内における市場即ち野菜物と生魚との二施設は共に統一の実があらぬ有様で県当局の期待に副はざるは勿論、県下の先達者たる仙台市としても何となく遺憾の極みとなっている」、同8月22日—「魚市場は貸金の回収や独占の慣習を改むることが至難らしく、……仙台、塩釜、気仙沼、女川、志津川等は今尚問題の合同を見るに至らない」などとなっている。仙台市の魚市場に関する限り、宮城県の行政指導が一向に奏功していないことが窺えるであろう。また、8月31日以降においても、仙台市の魚市場のこのような状況には大きな変化はなかった。そのことは、昭和4年12月25日の『河北新報』が、「魚市場統一 実現せず越年」という見出しで、「……魚貝類の市場については県当局において株式会社仙台魚市場を中心として個人経営の間屋数

軒を統一すべく交渉をすすめたのであるが、その間にわたかまる事情は可なり複雑を極め、遂に一致点を発見しかねて本年を送るに至った」と報じていることでもわかる。

このような経緯から、宮城県は、昭和5年の年明けとともに、何らかの新たな措置を講ぜざるをえなかった。その措置が、仙台市の水産物卸売商業資本を県庁に集合させ協議することであった。以下、その顛末を辿ってみよう。

昭和5年1月20日、宮城県は仙台市に「魚市場開設ノ件ニ関シ協議ヲ要シ候条、一月二十七日午後一時左記名出県（商工山林課へ）セシメラレ度」という文書を送付した<sup>40)</sup>。「左記名」には、株式会社仙台魚市場代表山田久右工門、昭和4年6月下旬に「魚市場許可願」を提出した肴町の5個人問屋の代表、新伝馬丁の「塩干魚業」菅野喜七郎の合計7名の名前が記されていた。これを受けて、翌1月21日、仙台市は、これら7名に対し、上と同様の文章に「其筋通牒ノ次第有之此段申進候也」という一文を付け加えた文書を送付している<sup>41)</sup>

この1月27日の協議会の様子については、書記を勤めた仙台市の書記官の「復命書」の中の記載事項で知ることができる。以下のものである。

「 協議ノ顛末及決定セル事項

- 一、清水水産課長議長席ニ就開会、食品市場規定制定ノ趣旨ヲ述ベ仙台市ニ於ケル魚市場モ可成速ニ合同ノ上一地区一市場主義ノ実現ヲ希望スル旨ヲ陳述セリ
- 一、参加シタル鮮魚、塩干魚ノ問屋業者ハ何レモ合一ニハ異議ナシモ、方法、条件等具体的ニ示サレザルヲ以テ直チニ賛否ニ対スル意志ヲ表示為シ難シト云フ者多数ヲ占ム
- 一、畑谷氏ヨリ、協議ヲ速カナラシムル為メ、先ヅ主トシテ委託ノミ

40) 「魚市場開設ニ関スル協議ノ件通牒」, 昭和5年1月20日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

41) 「魚市場開設ニ関スル協議ノ件」, 昭和5年1月21日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

ヲ取扱フ鮮魚問屋業者ノ協定ヲ為シタル上、塩干魚ノ方ニ及ボシ度トノ動議アリ、何レモ賛成セリ。

- 一、鮮魚ノ方ハ来ル二月五日午後二時迄、塩干魚ノ方ハ二月十日午後二時迄各々合同ノ方法、条件、希望等ヲ書類ニ認メ再ビ県庁ニ持寄りソレヲ基本ニ協議ヲ進ムルコトニ一致シ散会セリ。時二午後四時十分 以上」<sup>42)</sup>

これをみると、銚仙台魚市場以外の水産物取扱い業者が、前と同様、「合一ニハ異議ナシモ、方法、条件等具体的ニ示サレザルヲ以テ直チニ賛否ニ対スル意志ヲ表示為シ難シ」と主張していること、またそれに対して、銚仙台魚市場の畑谷代表が、事態を打開する一策として、鮮魚取扱い3問屋——銚仙台魚市場、佐々木魚問屋、丸一魚問屋——の協議を先行させることを提案している。

その会議は、2月5日、同じく県庁において開催された。この会議の様子も、書記官の「復命書」の中の記載事項で知ることができる。それには、「協議ノ結果決定セル事項」として「仙台魚市場側ニ吸収合併ヲ為スカ、新立合併ヲ為スカニツノ内何レカ、三人会合ノ上意見ヲ纏メ、来ル二月二十五日午後二時迄回答ノ旨約シテ散会セリ（午後四時）」<sup>43)</sup>と記述されている。ここでは、合併推進の方向で話が進められ、その方法について、「吸収合併」、「新立合併」のいずれにするかが検討事項として残されたことがわかる。理由は定かではないが、かつて合併反対の立場に立っていた佐々木魚問屋と丸一魚問屋が合併賛成の立場に転じている。

2月10日には、同じく県庁において、塩乾魚取扱い3問屋——「鈴力魚問屋鈴木政蔵」、「郡山魚問屋郡山繁治」、「塩干漁業菅野喜七郎」と記述されている——を招集した会議が開かれた。宮城県からは、商工課長が出席していた。この会議の様子は次のようであった。

「 協議顔末

42) 「復命書」, 昭和5年1月28日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

43) 「復命書」, 昭和5年2月6日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

一、鈴木氏ヨリ

鮮魚ト塩干魚ト別個ニ許可ヲ願ヒ度旨申出ニ対シ

一、課長

如何ナル理由ヲ以テ鮮魚トノ合同ヲ望マザルヤ

一、菅野、郡山両氏ヨリ

取引ニ於テ業務状態ニ於テ大イニ異ナル点在ルヲ以テ経営ノ主体  
モ自ラ別個ニ為スヲ最善トス、許可アレバ直チニ開設スベキ組織  
ノ準備アリト述ブ

一、課長

来ル二月二十五日、鮮魚側ヨリ回答ノ結果ニヨリ審議ヲ為シ通知  
スル旨ヲ述べ散会セリ（午後四時半） 以上」<sup>44)</sup>

みられるように、塩乾魚取扱い問屋は、合併には断固反対であった。

さて、以上のような経緯を経て、3月17日に最後の協議会が開かれた。

出席者は、(株)仙台魚市場・畑谷兵助、株式会社丸一魚問屋・石川萬兵衛、  
佐々木魚問屋・佐々木栄吉、鈴木魚問屋・鈴木政蔵、郡山魚問屋・郡山繁  
治、塩干漁業・菅野喜七郎、宮城県商工山林課長・加藤清七、同属・加藤  
林蔵、市役所書記・加藤音治の合計9人であった。この会議の様子も、仙  
台市役所から派遣された書記（加藤音治）の「復命書」の記載事項の中か  
らみてみよう。

「 協議顛末

課長 塩干魚ノ方モ生魚ノ方モ各々合同スルコトニ諾得セラレタイ  
ノデアルガ、生魚ノ方カラ塩干魚ト合併合同仕度イト云フ申  
出ガアルガ従来ノ行懸リヤ感情ヲ捨テ、新シイ市場ヲ作ツテ  
ハ如何テセウカ

鈴木 然シ先ニ魚市場内ニ塩干部ト云ウガアッタガ失敗ニ終ツタ経  
験ガアルカラ一共ニナッテモ経営ガ面白ク行クマイ

畑谷 生魚ガ塩干魚ニ合併スルモヨシ又人事ノ方モ如何デモ宜シイ

44)「復命書」, 昭和5年2月12日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

カラ兎二角合同シテ主体ヲ一ニシタイ、而シテ経営ノ方法ハ別々トシテ差支ハナイ

鈴木 夫ナラ生魚ト塩干魚トニツ対立シテ居テモ差支イアルマイ  
課長 如何シテモ合同ガ出来ナイト云ウナラ夫ハ致方ガナイガ合同シテ新シイ会社ヲ組織スルコトハ便宜ガ良イト思フ、近キ将来中央卸売市場ガ出来タ際合同シテラツタ方ガ都合ヨイト思フ

菅野 中央卸売市場ガ出来タ場合市ガ生魚ノミ買取シテ塩干魚ヲ買取セスコトハアルマイ

課長 夫レハ無イ

佐々桑 生魚ト塩干魚ガ同一市場ニアル事ハ小売商人ガ便利ダト思フ

鈴木 同一市場内ニ塩干魚ガナクッテモ軒ヲ並ベテ居タナラ不便ハアルマイ、又貸金ヲ整理スルコトニナレバ小売商人ヲ殺スコトニナル

畑谷 殺スマイト思ヒバ殺サスニスム、現在ノ事ハ之ヲ基準トシテ貸金ハ徐々ニ整理シ約束ノ事ニ対シテ戒スヘキテアルト思フ

佐々桑 生魚ノ方テモ塩干魚ヲ取扱ッテアルノデ以後絶対ニ扱ハヌ事ニナルト誠ニ困ル事ニナルカラ此際合同シ度イ

課長 強制的ニ合同セヨト云フノデハナイ、民間ノ希望ノ驥尾ニ触シテ遣ツテ行き度イト思フカラ塩干魚ト生魚ト能ク腹藏ナク折渉協議シテ欲シイ。四月八日其結果ヲ報告スルコトニ決シ解散セリ（午後三時半）」<sup>45)</sup>。（傍線……引用者）

これをみると、いくつかの特徴を指摘しうる。一つは、塩乾魚取扱い問屋が合併絶対反対の立場を堅持していることである。このことは、鈴木魚問屋代表の一連の発言でみてとれよう。二つ目は、鮮魚問屋が合併推進の立場に立っていることである。このことは、仙台魚市場代表畑谷氏の「兎二角合同シテ主体ヲ一ニシタイ」という発言に象徴されている。そし

45) 「復命書」, 昭和5年3月17日, 仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

て、このような二つの立場は、すでに2月までに開催された協議会の結果から予想されたことでもあった。

三つ目として、宮城県の方針が従来と較べると大きく変化していることを指摘しうる。宮城県の商工山林課長の発言をみると、とくにその中の傍線を引いた箇所をみると、「強制的ニ合同セヨト云フノデハナイ」とか、「如何シテモ合同ガ出来ナイト云ウナラ夫ハ致方ガナイガ合同シテ新シイ会社ヲ組織スルコトハ便宜ガ良イト思フ、近キ将来中央卸売市場ガ出来タ際合同シテヲツタ方ガ都合ヨイト思フ」とかとなっており、あたかも「一地区一種類一市場」の当面の実現を棚上げしたかのようなものとなっている。

ではなぜ、このようなことになったのだろうか。この点を検討するためには、上の発言中の「近キ将来中央卸売市場ガ出来タ際合同シテヲツタ方ガ都合ヨイト思フ」という箇所に注目してみる必要があるように思われる。実は、仙台市への中央卸売市場建設計画は、昭和4年9月以降、水面下でかなり進展しつつあった。やや具体的に言えば、昭和4年9月6日に商工省商務局長から宮城県知事宛に、仙台市の中央卸売市場の区域指定についての調査依頼があり、それ以降、商工省事務局と仙台市との間でその調査が進められていたのである<sup>46)</sup>。因みに、その調査によって仙台市中央卸売市場に七北田村を含むこととされ、やがて昭和6年1月28日、商工省の当該区域指定となった。このような経緯を宮城県の商工山林課長が知らなかったとは考えられない。

そして、中央卸売市場建設ということになれば、それが多くの部類を一括収容する“総合”卸売市場であることから、当然、仙台市魚市場内の鮮魚部門と塩乾魚部門もそれに収容されることになったわけである。実際、上の協議会の中で、「中央卸買市場ガ出来タ場合市ガ生魚ノミ買取シテ塩

46) この経緯については次稿で論じる予定であるが、さしあたり、仁昌寺正一「市場——公設市場から中央卸売市場まで——」、平成13年度東北学院大学経済学部公開講義『近現代仙台の経済と市民生活』、2001年12月、76～81ページを参照されたい。

干魚ヲ買取セスコトハアルマイ」という質問に対して、宮城県の商工山林課長は「夫レハ無イ」と答えている。

したがって、仙台市中央卸売市場建設の現実的可能性が大きくなっている状況下、宮城県としては、肴町の塩乾魚問屋の激しい反発を押さえ込んでまでも「一市場一種類一市場」方針を強行する必要はなかったのである。換言すれば、国による仙台市中央卸売市場建設のプログラムに沿って、「一地区“総合”卸売市場」方針を進めれば、問題は自ずと解決したのである。

そしてまた、中央卸売市場建設ということになれば、宮城県があえて第一義的に追求しなかった公設制についても、その導入の展望が開けてきたことを意味したことはいうまでもない。

尚、昭和4年6月に髷仙台魚市場の個人問屋吸収案に反発して塩干物取扱問屋とともに「魚市場許可願」を提出した佐々木魚問屋と丸一魚問屋が、宮城県との協議が開始された昭和5年2月には一転してその案への賛成に転じたが、その理由も、仙台市中央卸売市場建設の現実的可能性が大きくなっていたことと無関係ではないように思われる。

さて、以上において昭和5年3月までの「宮城県食品市場」公布下の仙台市の水産物卸売商業資本の対応、及び宮城県の行政指導の内容をやや具体的にみてきたが、その後の展開如何。それについては、今後立ち入った検討を要することは当然であるが、表-2からもある程度みてとれるであろう。すなわち、昭和9年当時の仙台市の水産物卸売商業資本を一覧している同表からでも、その後、宮城県が、上に登場したすべての水産物卸売商業資本に卸売市場の開設許可を与えていった様子がみてとれるであろう。

## おわりに

本稿における筆者の主な関心は、昭和3年6月公布の「宮城県食品市場規則」の中で打ち出された「一地区一種類一市場」方針が、仙台市のいわゆる魚市場においては数年も経たないうちに棚上げされるような状況に

表-2 昭和9年当時の仙台市の水産物卸売業者

| 名 称        | 位 置       | 開 設 者 | 開 設 年 月 日 | 資 本 金   | 敷地坪数           | 建物坪数      | 建 設 費  | 営 業 者 数 |    |       | 最 近 一 ヶ 年 上 高 | 販 売 手 数 料                      | 奨励金(歩戻)    |     | 売 買 方 法 |           |
|------------|-----------|-------|-----------|---------|----------------|-----------|--------|---------|----|-------|---------------|--------------------------------|------------|-----|---------|-----------|
|            |           |       |           |         |                |           |        | 問屋      | 仲買 | 問屋兼仲買 |               |                                | 買出人        | 対荷主 |         | 仲買人対又八買出人 |
| 株式会社仙台魚市場  | 仙台市青町123  | 株式会社  | 大7・10・2   | 500,000 | 694            | 373       | 15,340 | 1       |    |       | 不詳            | 500,000                        | 1割4分       |     | 5分      | 定価売<br>羅売 |
| 合名会社丸一魚問屋  | 仙台市青町18   | 合名会社  | 昭6・2・28   | 10,000  | 150            | 40        | 借家     | 1       |    |       | 不詳            | 141,556                        | 1割4分       |     | 5分      | 羅売<br>相対  |
| 合名会社丸万魚問屋  | 仙台市青町130  | 合名会社  | 昭9・4・1    | 5,000   | 32             | 46        | 借家     | 1       |    |       | 不詳            | 昭和9年<br>自5月<br>至12月<br>約80,000 | 1割         |     | 2分      | 定価売<br>羅売 |
| 合名会社佐々木魚問屋 | 仙台市青町17   | 合名会社  | 昭6・7・1    | 10,000  | 82             | 44        | 3,500  | 1       |    |       | 不詳            | 10,000                         | 1割4分       |     | 5分      | 定価売<br>羅売 |
| 菅喜商店       | 仙台市新伝馬町62 | 個人    | 明3・5・     | 30,000  | 75             | 25        | 4,000  | 1       |    |       | 不詳            | 60,000                         | 8分         |     |         | 相対        |
| 鈴力商店       | 仙台市青町129  | 個人    | 明37・5・    | 30,000  | 170            | 25        | 20,000 | 1       |    |       | 不詳            | 200,000                        | 8分乃至<br>5分 |     |         | 相対        |
| 印郡山繁治商店    | 仙台市鉄砲町    | 個人    | 明35・5・    | 40,000円 | 本場47坪<br>分場 32 | 44坪<br>29 | 8,400円 | 1       |    |       | 不詳人           | 170,000                        | 自3分<br>至8分 |     |         | 相対        |

出所：商工省商務局『全国食料品卸売市場概況調査』（昭和12年3月），18～19ページより作成。

なった理由・事情とは一体何であったのかという点を明確にすることになった。そのために、そもそもこの方針のねらいは何であったのかという点を検討し、また、従来ほとんど顧みられることもなかった同規則公布直後の経緯にやや詳細に立ち入ってみた。

このような作業により明らかになったことは、「一地区一種類一市場」方針のねらいが、中央卸売市場法に準じて公設制の導入の方向を第一義的に追求したのではなく、その前段として、前近代的性格を有する個人経営問屋、あるいはそれに近い問屋を、単数の株式会社に組織化していこうとするものであったということである。そうすることで、宮城県は、仙台市の魚市場の近代化を一步前進させようとしたのである。

しかしながら、これに対しても、<sup>6</sup> 仙台魚市場以外の魚問屋が結束して「魚市場許可願」を提出したことや、またその後塩乾魚取扱問屋が統合反対の姿勢を堅持したことに象徴されるように、それらの問屋の抵抗は依然として強いというのが実情であった。このようななか、宮城県は方針転換とも受け取れる動きをするようになる。その背景には、昭和4年9月上旬、商工省が6大都市以外の地方都市への中央卸売市場建設の方針を打ち出し、それを前提にした調査が仙台市においても進められていたことがあった。端的にいえば、宮城県は、この国の方針に従って公設総合卸売市場建設の方向に向かって進めば、上述のようなねらいも自ずと実現するといった政策判断をしたのである。

もとより、仙台市の中央卸売市場建設方針の導入過程については、さらに立ち入った分析・検討作業が必要とされよう。その作業を行うことが、次の課題となる。